

令和4年度食のみやこ鳥取県づくり支援交付金対象事業候補募集要領（3次募集）

鳥取県市場開拓局食のみやこ推進課

1 目的

食のみやこ鳥取県のイメージアップや県産品のブランド化、名物料理づくり等、「食のみやこ鳥取県」につながる県民の活動を幅広く育成支援することを目的に、食のみやこ鳥取県づくり支援交付金（以下「交付金」という。）の交付対象となる事業候補を次のとおり募集します。＜令和4年度3次募集＞

2 募集事業の概要

令和5年3月31日までに完了する事業を対象に募集をします。（交付対象となる経費は、県が交付決定した日から令和5年3月31日の事業完了までに要した経費です。）

区分	募集期間	予算額
3次募集	令和4年9月26日（月）～ 同年10月7日（金）	1,300千円 （一般枠等・特別枠あわせて）

※採択事業の採択額が予算額を超える場合、審査結果を元に順位付けし、採択額を予算額以内に配分・順位によって不採択とすることがあります。

（1）一般枠・直売所連携魅力アップ枠

1 事業の内容	<p>＜一般枠＞食のみやこ鳥取県のイメージアップのための情報発信やブランド化の推進、特産品開発、名物料理づくり等、食を切り口にした産業振興、地域振興に資する取組</p> <p>＜直売所連携魅力アップ枠＞県内の直売所が連携し、活性化・魅力向上を図る取組</p> <p>※コンベンションPR枠は、今年度の募集は行わない。</p>
2 交付要件	<p>（1）本交付金の対象事業は単年度事業とする。ただし、複数年度にわたる発展性の高い取組を必要とする場合には、翌年度以降も1回に限り応募できる。</p> <p>（2）対象事業は次のアからエまでに掲げる要件を全て満たす活動とする。</p> <p>ア 国または県の他の補助金等の助成を受けていないこと</p> <p>イ 自治体からの委託事業でないこと</p> <p>ウ 従前からの継続事業の場合は、本交付金を活用することで新たに発展性の高い取組がなされるものと認められること</p> <p>エ 事業実施により地域的な波及効果が期待されるものであること</p> <p>（※個別企業の商品開発や販路開拓等の取組は対象外）</p>
3 交付対象者	<p>＜一般枠＞鳥取県の食材や食文化、料理等の普及活動、地域資源を活用した名物料理づくりや特産品開発、県産品のブランド化推進に取り組む県内外の民間団体、グループ。</p> <p>＜直売所連携魅力アップ枠＞県内の直売所・道の駅、直売所・道の駅が連携して組織する協議会、農漁協等</p> <p>※一般枠は、市町村、食のみやこ鳥取ブランド団体支援交付金・鳥取県林業団体等支援交付金の対象団体は交付対象外。本交付金の主となる申請者は、原則として鳥取県内に事業所等を有する者とする。また県外事業者等は構成員の1/2未満とし、主となる事業者は県内に事業所等を有するものとする。</p>
4 交付対象経費	<p>事業実施に必要な調査、食材等の購入、情報発信、イベント開催等に要する経費。</p> <p>ただし、実施主体の運営に係る経常的な経費、人件費、食糧費（事業目的を達成するために必要不可欠なものは除く）、備品購入費、県主催イベント出展に係る経費は対象外。</p> <p>※委託費については、原則、県内事業者が実施したものに限る。</p> <p>※「本事業の完了の日」は原則「交付対象経費の額が確定した日」とする。</p> <p>※食との関連性が低い集客イベント部分については、対象としない場合がある。</p>
5 交付率	1/2以内
6 交付金上限額	<p>＜一般枠＞上限額 2,000千円（県内における中国ブロック以上の規模で開催するイベントで、かつ、見込まれる集客が1万人以上の場合の交付限度額4,000千円の事業については、今年度は募集しない。）</p> <p>＜直売所連携魅力アップ枠＞ 上限額 500千円</p>

（2）特別枠

1 事業の内容	食のみやこ鳥取県のイメージアップのための食の美味しさ、楽しさの発信や文化的側面などに着目した営利を目的としない取組
2 交付要件	<p>（1）本交付金の対象事業は単年度事業とする。</p> <p>（2）対象事業は次のアからエまでに掲げる要件を全て満たす活動とする。</p> <p>ア 事業主体及びその構成員に限定される直接的な利益（商品・料理開発及びPR販路開拓等）を目的とした商業ベースの活動でないこと</p> <p>イ 国または県の他の補助金等の助成を受けていないこと</p> <p>ウ 自治体からの委託事業ではないこと</p> <p>エ 従前からの継続事業の場合は、本交付金を活用することで新たに発展性の高い取組が</p>

	なされるものと認められること
3 交付対象者	食のみやこ鳥取県のイメージアップにつながる企画事業を実施できる県内外の民間団体、グループ、企業、個人等 ※市町村、食のみやこ鳥取ブランド団体支援交付金・鳥取県林業団体等支援交付金の対象団体は交付対象外。本交付金の主となる申請者は、原則として鳥取県内に事業所等を有する者とする。また県外事業者等は構成員の1/2未満とし、主となる事業者は県内に事業所等を有するものとする。
4 交付対象経費	事業実施に必要な調査、食材等の購入、情報発信、イベント開催等に要する経費。ただし、実施主体の運営に係る経常的な経費、人件費、食糧費（事業目的を達成するために必要不可欠なものは除く）、備品購入費は対象外。 ※委託費については、原則、県内事業者が実施したものに限る。
5 交付率	10/10以内
6 交付金上限額	上限額250千円

3 募集について（3次募集）

(1) 募集期間：令和4年9月26日（月）～同年10月7日（金）必着

(2) 応募書類及び書類提出部数：

応募書類	提出部数
事業計画書及び収支予算書（様式第1号、2号）	各1部

(3) 応募方法：郵送、持参、電子メール

4 応募に当たっての留意事項

- 予め事業概要をまとめた資料を作成いただき、申請前に食のみやこ推進課に相談してください。
- 応募は1者につき1事業とし、他の応募枠との重複申請はできません。
- 採択された事業については、知事が別に定める食のみやこ鳥取県づくり支援交付金交付要綱に基づく本交付金の交付申請手続きを経て交付を決定します。
- 原則として、交付決定日以降の経費を対象とします。
- 交付額は、交付金要綱で定める交付限度額を限度として、交付対象経費から事業に伴う他の収入額を控除した額と、交付対象経費に交付率を乗じて得た額のいずれか低い額とします。
- 応募に要する経費（審査会の参加等）は応募者の負担とします。また、応募書類は原則として返却しません。

5 採択事業の決定方法、留意点

(1) 事前審査（書類審査）

事業趣旨に適合しているか、応募書類による事前審査を行います。その際、事業計画書だけでは判断が難しい場合、必要に応じて事業内容等の問い合わせ等を行う場合があります。

(2) 本審査（プレゼンテーション）

事前審査通過者は、食のみやこ鳥取県づくり支援交付金審査会において、プレゼンテーションをしていただき、審査員が事業内容についての審査等を行います。本審査への参加を事業採択の前提とします。

ア 日程・場所：令和4年7月下旬予定（日時、場所及び開催方法等については事前審査後に通知します。）

イ 審査内容：次の事項を総合的に判断して審査し、採択事業を決定します。

評価項目	内容
○事業の新規性(発展性)	新規の取組か、継続事業の場合は発展性が認められるか。
○実施の確実性・計画の妥当性	事業内容に応じ、実施する能力（体制、組織、協力等）が認められるか。収支計画が妥当か。予算やスケジュールを含む事業計画について実現可能か。
○食のみやこ鳥取県のPR効果	食のみやこ鳥取県のPRにつながるか。県産食材の使用に努めているか。
○情報発信力	事業に話題性があり、情報発信力が認められるか。
○地域への波及効果・公益性	<一般枠・直売所連携魅力アップ枠>事業実施により地域活性化(にぎわい、交流、地域経済(特産品開発、ブランド化)への波及効果が認められるか。 <特別枠>事業主体の営利を目的としない公益的な事業内容（地域活性化、食文化の伝承など）であり、地域への波及効果が認められるか。
○新型コロナウイルス感染症への対応	新型コロナウイルス感染症への感染対策を講じているか。県内飲食店等の需要回復、及び県産品の消費拡大につながるか。

(3) 審査結果は、応募者に通知するとともに、採択事業は県ホームページ等で公開します。

6 申込・問合せ先

鳥取県商工労働部兼農林水産部市場開拓局食のみやこ推進課 〒680-8570 鳥取市東町一丁目220番地
電話 0857-26-7836 ファクシミリ 0857-21-0609 電子メール syokunomiyako@pref.tottori.lg.jp

〇〇年度食のみやこ鳥取県づくり支援交付金事業計画書

区 分	内 容
1. 事業の区分	(該当する区分にチェックしてください) <input type="checkbox"/> 一 般 枠 <input type="checkbox"/> 直売所連携魅力アップ枠 <input type="checkbox"/> 特 別 枠
2. 事業の名称	
3. 事業の目的	
4. 実施体制	
5. 事業内容	(①実施予定日、②対象者、参加予定人数、③開催場所、④実施内容などを記載)
6. 他の補助金の有無	(該当する区分にチェックしてください) <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ※「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問い合わせ先(補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先)を記載してください。 活用する補助金名 _____ 補助金所管部署・団体等 _____ 連絡先 _____ ※他に県補助金の交付を受けている場合、この補助金の交付を受けることはできません。(補助金交付後に発覚した場合、補助金を返還していただきます)
7. 事業完了予定日	年 月 日
8. 消費税等の納税区分 (申請時点)	以下のいずれかに○をしてください 一般課税事業者 簡易課税事業者 免税事業者

(注) 事業実施主体の組織構成が明らかになる書類(別紙)を添付すること。

担当者連絡先

住所・所在地	〒		
団体名		担当者名	
連絡先	電話：	ファクシミリ：	
	E-mail：		

〇〇年度食のみやこ鳥取県づくり支援交付金事業収支予算書

収入の部

(単位：円)

区 分	予算額	積算内訳
県 交 付 金		
自 己 資 金		
事 業 内 収 入		
その他の収入		
合 計		

※「事業内収入」欄には、イベント等実施による参加料・売上収入等を記載してください。

※「その他収入」欄には、市町村等補助金、協賛金等を記載してください。

支出の部

(単位：円)

区 分	予算額	積算内訳
合 計		

第 年 月 日

様

鳥取県知事 平井 伸 治

〇〇年度食のみやこ鳥取県づくり支援交付金交付決定通知書

年 月 日付けの申請書 (以下「申請書」という。) で申請のあった食のみやこ鳥取県づくり支援交付金 (以下「本交付金」という。) については、鳥取県補助金等交付規則 (昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。) 第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 交付事業

本交付金の交付事業は、「食のみやこ鳥取県づくり支援交付金 (〇〇枠)」とし、その内容は申請書に記載の通りとする。

2 交付決定額等

本交付金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、交付事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

(1) 算定基準額	金	円
(2) 交付決定額	金	円

3 経費の配分

本交付金の交付対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、・・・・・・
・・とする。ただし、交付事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 交付額の確定

本交付金の額の確定は、交付対象経費の実績額について、食のみやこ鳥取県づくり支援交付金交付要綱 (平成22年3月31日付第200900182298号鳥取県農林水産部長通知。以下「要綱」という。) 第3条第2項及び第5条第3項の規定を適用して算定した額と、前記2の(2)の交付決定額 (変更された場合は、変更後の額とする。) のいずれか低い額により行う。

5 補助規程の遵守

本交付金の收受及び使用、交付事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

〇〇年度食のみやこ鳥取県づくり支援交付金事業収支決算書

収入の部

(単位：円)

区 分	予算額	決算額	内訳
県 交 付 金			
自 己 資 金			
事 業 内 収 入			
その他の収入			
合 計			

※「事業内収入」欄には、イベント等実施による参加料・売上収入等を記載してください。

※「その他収入」欄には、市町村等補助金、協賛金等を記載してください。

支出の部

(単位：円)

区 分	予算額	決算額	内訳
合 計			

鳥取県知事

様

所在地
名称
代表者名

〇〇年度仕入控除税額確定報告書

食のみやこ鳥取県づくり支援交付金交付要綱第7条第4項の規定に基づき、下記のとおり報告します。
記

- | | | |
|-------------------------------------|---|---|
| 1 交付金の確定額及び交付対象経費の額 | | |
| (1) 交付金の確定額 | 金 | 円 |
| (2) 交付対象経費の額 | 金 | 円 |
| 2 実績報告控除税額 | | |
| (交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、交付決定控除税額) | | |
| | 金 | 円 |
| 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入控除税額 | | |
| | 金 | 円 |
| 4 補助金返還相当額 (3-2) | | |
| | 金 | 円 |

(注) 別紙として積算の内訳を添付すること。